

答申第 1181 号

諮問第 1859 号

件名：不適切保育の指摘に関する内容についての不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 3 月 19 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 6 年度に特定の幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）で一部の教員から提起のあった不適切保育の指摘に関して、本件幼稚園が保護者に向けて園内に掲示する予定の案段階の文書を愛知県県民文化局学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）が受け取ったものである。

本件行政文書には、本件幼稚園の名称、園の対応状況、指摘の詳細な内容及び説明等が記載されており、条例第 7 条第 3 号イに該当するとして、開示しないこととした。

#### (2) 本件行政文書の特定について

審査請求人は、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容や県担当者とのやり取りを踏まえ、県が保有する文書が 4 件にとどまっていることに疑義を抱き、情報を隠蔽しているのではないかとの主張をしていることから、この主張は本件行政文書の特定に関するものと解される。

私立幼稚園における虐待等の事案については、ガイドラインを参考に対

応するものではあるが、本件幼稚園から受けた報告は幼稚園の運営上の課題に関するものであったため、ガイドラインを参考とする事案ではなく、県において、通常業務の相談の受付・報告を記録する対応をしている。

そのため、別途一部開示決定を行った文書を含めて、本件開示請求の対象となる文書の保有数が4件であることは特段不自然なものではなく、情報の隠蔽は行っていない。

なお、念のため探索したが、ほかに特定すべき文書は存在しないことから、本件行政文書の特定に誤りはない。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

審査請求人は、本件行政文書について、案段階の情報であることを理由に不開示とされたが、成案となった情報については開示が可能であるとの主張を行っているものと解される。

本件行政文書は案段階のものであったことから不開示としたものであり、私学振興室においては成案を取得していないが、その後成案となった情報についても、本件幼稚園は、文書を保護者のみに配付、あるいは掲示日を限定した園内掲示にとどめているのが実情であり、成案となった情報を関係者のみに限定して提供しているものであることから、一般に公表された情報とはいえない。

また、仮に審査請求人の主張するとおり本件行政文書を一部開示した場合には、保護者等の関係者においては成案と異なる点が明らかとなり、不開示となった部分に関して不要な憶測や誤解を生じさせるおそれがある。

さらに、本件幼稚園として案段階のものは公表することを前提としていないため、県が開示した場合、本件幼稚園に不利益を及ぼす可能性がある。

なお、本件行政文書は、本件幼稚園が抱える運営上の課題に関する内部情報であり、公にすることにより、本件幼稚園の一面を表すに過ぎない内容が広く流布されるおそれがある。

その結果、入園を不必要に控える者が生じる可能性があり、私立幼稚園においては入園者数の減少が経営に直接的な悪影響を及ぼすので、本件幼稚園に重大な損失をもたらすことが懸念される。

本件行政文書が開示された場合、地域内における他の私立幼稚園との競争環境において、本件幼稚園の相対的な評価が不当に低下する可能性があり、本件幼稚園の競争上の地位や利益が損なわれるおそれも否定できないことから、本件行政文書は、条例第7条第3号イに該当する。

また、審査請求人は、本件行政文書が、条例第7条第3号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているものと解される。

しかしながら本件行政文書は、人の生命、健康、生活等に直接的な影響を及ぼす内容を含んでおらず、公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7条第3号ただし書の規定には該当しない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

なお、追加の主張として、本件行政文書の条例第7条第6号該当性について以下説明する。

本件行政文書については、県への報告義務は課されておらず、本件幼稚園の自主的な判断により提出されたものである。

加えて、本件行政文書は案段階のものであり、当然開示されることを前提としたものではなく、本件行政文書を開示することは、本件幼稚園と県との信頼関係を損ない、今後、同種の事務を行うに際して、県への報告や情報提供を控える要因となる可能性がある。

ひいては私立学校への適切な支援をする時期を逃したり、相談支援のために必要な情報収集が困難となるなど、県が行う私立学校に対する相談支援事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は条例第7条第6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、本件幼稚園で一部の教員から提起のあった不適切保育の指摘に関連して、令和6年度中に私学振興室が作成又は取得した文書の開示を求めるものと解される。

審査請求人は、審査請求書において、私学振興室が保有する文書が別途一部開示決定がなされたものを含めて4件しか存在しないのは疑義がある旨を、また、本件行政文書の開示により法人の正当な利益を害するおそれはない旨を主張していることから、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否か及び本件行政文書の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件幼稚園から受けた報告は幼稚園の運営上の課題に関するものであったため、虐待等の防止及び発生時の対応等を要するものではなく、通常の相談の受付・報告を記録する対応を行ったとのことであり、別途一部開示決定を行った文書を含めて、本件開示請求の対象となる文書の保有数が4件であることは特段不自然なものではなく、念のため探索したが、ほかに特定すべき文書は存在しなかったとのことである。

当審査会において検討したところ、本件行政文書及び別途一部開示決定において特定された行政文書の記載内容を踏まえれば、実施機関は本件幼

稚園の運営上の課題に対して通常の相談業務としての対応を行っているものと認められ、本件行政文書及び別途一部開示決定を行った文書のほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められず、文書の特定に誤りはないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書は、本件幼稚園が作成した保護者向け園内掲示の案文であって、県に事前相談のために提出されたものであり、不特定多数の者に対して公開されることを想定していないとのことである。また、私学振興室においては成案を取得していないが、成案となった情報についても、本件幼稚園は、文書を保護者のみに配付、あるいは掲示日を限定した園内掲示にとどめて関係者のみに限定して提供しているのであって、本件行政文書を公にすることとなれば、本件幼稚園の一面を表すに過ぎない内容が広く流布されるおそれがあり、その結果、入園者数の減少が経営に直接的な悪影響を及ぼす私立幼稚園において、入園を不必要に控える者が生じるなど、本件幼稚園に重大な損失をもたらすことが懸念されるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は案段階のものであって、本件幼稚園が抱える運営上の課題や対応状況など、不特定多数の者に対して公開されることを想定していない本件幼稚園の内部管理情報が記載されており、これを公にすることとなれば、他の私立幼稚園との競合環境において、本件幼稚園の相対的な評価を不当に低下させるなど、本件幼稚園の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書は条例第7条第3号ただし書に該当する旨を主張しているが、本件行政文書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要なものとは認められない。

よって、本件行政文書は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関によれば、本件行政文書については、県への報告義務は課されず、本件幼稚園の自主的な判断により提出されたものであり、加えて、本件行政文書は案段階のものであり、当然開示されることを前提としたものではなく、本件行政文書を開示することは、本件幼稚園と県との間の信頼関係を損ない、今後、同種の事務を行うに際して、県への報告や情報提供を控える要因となる可能性があるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、案段階のものであって、本件幼稚園からの相談に際して私学振興室との率直

なやりとりがなされる中で用いられたものと認められる。そして、私立学校に対する相談支援事務が、その報告・相談内容を他に漏らされることはないという認識及び信頼関係の下で行われるものであることからすれば、本件行政文書を公にすることにより、私立学校と県との間の信頼関係を損ない、私立学校が県への報告・相談をためらうことで、私立学校への適切な支援に必要な情報収集が困難となるなど、今後、県が行う私立学校に対する同種の相談支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

令和 6 年度中に特定の幼稚園から私学振興室に提出された又は参考に受け取った「不適切保育」に関する資料全て

また、それに伴い作成された文書（受付記録や対応内容に関する会議録等）の全て

別記 2

「不適切保育」の指摘に関する内容の開示について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 1 . 7	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 1 . 2 0 (第 719 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 2 . 1 6 (第 721 回審査会)	審議
8 . 3 . 2 4	答申